

世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱

令和 7 年 5 月 16 日 7 世 災 対 第 80 号

改正 令和 7 年 9 月 4 日 7 世 災 対 第 190 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内の希望するマンションに対し、防災備品（ポータブル蓄電池、軽量電動階段台車、エレベーターチェア等をいう。以下同じ。）の無償配布（無償配送を含む。以下「配布等」という。）をする事業（以下「事業」という。）を実施することにより、マンション居住者の防災意識の向上を図るとともに、共助を促し、マンションにおける在宅避難をより一層推進することを目的とする。

(事業の対象マンション)

第 2 条 事業の対象マンション（以下「対象マンション」という。）は、次に掲げるいずれかの条件を満たすものとする。ただし、対象マンションは、分譲・賃貸の所有形態を問わないものとする。

- (1) 区内の 3 階建て以上かつ 6 戸以上の独立した居住空間を持つ集合住宅
- (2) 前号に規定する条件を満たす建築中の集合住宅であって、申込期間（令和 7 年 6 月 1 6 日から同年 1 0 月 1 7 日までの期間をいう。以下同じ。）に竣工予定かつ令和 8 年 3 月 3 1 日までに配布等する防災備品の受け取りが可能なもの

(事業内容)

第 3 条 事業内容は、希望する対象マンションに対し、当該対象マンション内での協力関係づくりにつながる条件を付し、共助を促す防災備品の配布等をするものとする。

(申込みができる者)

第 4 条 本事業の申込みができる者（以下「申込者等」という。）は、管理組合、賃貸マンション所有者、管理会社、居住者の代表及び区長が必要と認める者であって、次に掲げる要件にいずれも該当しないものとする。

(1) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年世田谷区条例第55号。以下「暴排推進条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（暴排推進条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）

（申込み等）

第4条の2 区長は、申込者等に対し、あらかじめ指定する方法により申込み（防災備品の保管場所、点検（訓練）実施予定月及びその実施方法の報告を含む。以下同じ。）をさせるものとする。

2 前項の申込みは、申込期間においてさせるものとする。この場合において、区長は、棟ごとに当該申込みを受け付けるものとする。

3 第1項の申込みは、対象マンション1棟につき1回限りとし、重複した申込みは受け付けしないものとする。

4 区長は、申込みの数があらかじめ定める数を超過した場合であって、予算の上限を超えるときは、抽選により対象マンションを決定するものとする。

（防災備品の申込み及び発送）

第5条 区長は、申込者等が前条第1項の規定による申込み（前条第4項の規定による決定を受けたときを含む。）をした対象マンションに対し、希望する防災備品を予算の範囲内において調達し、配布等するものとする。ただし、在庫の不足その他の当該防災備品を発送することができない事情がある場合にあっては、この限りではない。

2 前項の規定による防災備品の発送は、前項の申込みに係る全ての防災備品の発送ができる時点において行うものとする。

（不当利得の返還）

第6条 区長は、前条の申込みが、偽りその他不正な手段により行われたことが判明した場合において、当該申込者等に既に防災備品の配布等をしているときは、その返還を命じなければならない。

(防災備品の転売等の禁止)

第7条 区長は、配布等した防災備品について、転売や譲渡をさせてはならない。

(関係機関との連携)

第8条 区長は、個人情報の適正な管理に配慮した上で、効果的な支援を講じられるよう対象マンションに関する情報を関係機関と共有するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行し、この要綱による改正後の第2条の規定は、同年5月16日から適用する。